

## 第2回東京都動物愛護管理審議会会議録

### 1 日 時

平成18年10月13日（金曜日） 開会 午後2時31分 閉会 午後4時04分

### 2 場 所

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

### 3 出席委員（敬称略）

会田 保彦	財団法人日本動物愛護協会理事・事務局長
石井 栄子	主婦連合会常任理事
加藤 由子	東京都動物愛護推進員、エッセイスト
木村 幸一郎	東京都動物愛護推進員、東京都鳥獣保護員
崎田 克康	社団法人日本愛玩動物協会事務局次長
高林 邦夫	東京都小学校PTA協議会副会長
手塚 泰文	社団法人東京都獣医師会会長
林 良博 副会長	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
水越 美奈	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所外来研究員
山口 千津子	社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員
大西 英男	都議会議員
伊藤 興一	都議会議員

### 4 議 事

（1）資料説明

（2）質疑応答、審議

（3）その他

(午後 2時31分 開会)

金丸感染症・環境安全担当参事 それでは、若干遅れる委員の方もいらっしゃるんですが、定刻となりましたので、ただいまから第2回東京都動物愛護管理審議会を開会いたします。

申し遅れましたが、私は、この7月の人事異動で福祉保健局感染症・環境安全担当参事に就任いたしました金丸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

始めに、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条第2項によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。

本日は、あらかじめ関委員、岡部委員から御欠席との御連絡をいただいております。また、土屋委員と大山委員は御出席の予定でございましたが、本日、急遽御欠席との御連絡をいただきました。

なお、大西委員がまだお見えではございませんが、現在、本審議会の委員16名のうち、11名の御出席でございますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、片岡福祉保健局理事よりごあいさつを申し上げます。片岡福祉保健局理事 福祉保健局理事の片岡でございます。委員の皆様には、日ごろから東京都の福祉保健行政に御理解御協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

また、本日は、大変にお忙しい中、東京都動物愛護管理審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

この2月、本審議会に、東京都における動物愛護管理行政への今後のあり方につきまして御検討をお願いし、約8カ月でございますが、この間、林委員長様を初め小委員会の委員の皆様には、この問題につきまして精力的、かつ真摯に御議論を重ねていただいておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、6月の改正動物愛護管理法の施行に伴いまして、現在、動物行政の現場でもさまざまな変化が起こっております。中でも、動物取扱業の登録対象の拡大などの規制強化がございまして、6月以降、登録申請数につきましては、これは更新分も含めてでございますが、1カ月で、これまでの約1年間分の申請があるなど、大幅に増加しているところでございます。また、販売時の説明や、記録の保管の義務づけを始めといたしまして、ソフト面での規制も強化されておりまして、今後、従来以上に事業者指導等の重要性が高まっていくものと考えてございます。

また、区市町村におきましては、動物愛護管理施策への主体的な取組が見られます。

こういった形で、東京都の動物愛護管理行政が、まさに、今、節目の時期を迎えているのかなというふうにも実感しております次第でございます。

都といたしましては、こうした状況を踏まえまして、事業主体者指導の徹底、地域活

動物の支援など時代のニーズに的確に対応する新たな施策を展開し、東京から全国の動物愛護管理行政のステップアップを図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

本日の会議は、これまでの小委員会での御検討に基づきまして、中間のまとめをしていただくものというふうに承知いたしてございます。委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

金丸感染症・環境安全担当参事 本日は、関会長が欠席でございますので、条例施行規則第15条第4項によりまして、あらかじめ指名されております林副会長に会長の職務代理をお願いしたいと思います。

それでは、これからの進行につきましては、林副会長よろしくお願い申し上げます。林副会長 それでは、規定によりまして、本日、関会長の職務代理をいたします林でございます。

委員の皆様様の御協力を得まして、審議会を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以後座らせていただきます。

それでは、まず最初に、この会議は公開でございます。本日は傍聴を希望されている方がおられますので、ただいまから入場していただきます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、先ほど片岡理事からもお話がございましたけれども、この第1回の審議会の際に設置した小委員会、そこから提出された中間のまとめ（案）を、御審議いただいて、中間のまとめということで出せる形に持っていきたいということでありまして、

私は、その小委員会の委員長を務めさせていただきましたのでお手元の資料で、資料1と資料2は、後ほど事務局の方から詳しくご説明いただきますが、2枚紙でございます。関会長に対して私があてた、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間のまとめ）案を、別添のとおり報告いたします。」という本日付の資料の2枚目を見ていただけますでしょうか。

2枚目には、まず最初に「東京都動物愛護管理審議会小委員会の検討経過」というタイトルで、委員8名の氏名がございます。この委員8名によりまして、その下に検討経過が書いてございますが、第1回から、これは2月10日、第2回は4月21日、第3回が5月24日、第4回が9月7日、先月でありましたが、計4回の小委員会を開催して、中間のまとめに向けて検討してきたということを記してございます。

検討内容といたしましては、今回、小委員会といたしましては、東京都の動物愛護管理行政の基本理念である「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」という観点から、都民の暮らしに最も身近な家庭動物の飼養実態や、社会環境の変化等を踏まえて、今後、目指すべき共生社会の姿や、その実現に向けた都の役割と課題、これを検討したもので

ございます。

それでは、続きまして事務局から詳しい説明をお願いしたいと思います。説明をまず最初に一括して行っていただいた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、お願いいたします。

金谷連絡調整担当副参事 福祉保健局健康安全室連絡調整担当副参事金谷でございます。

では、これから資料の1、それから資料の2、あわせて説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、座らせていただきまして御説明申し上げます。

まず皆様お手元に配付させていただきました資料の1、それから資料の2をあわせてご覧いただければと思います。

資料の1は、小委員会で検討していただきました「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」、これまでの検討の内容を中間のまとめとしたものでございます。1枚ページをおめくりいただけますでしょうか。目次がございますが、こちらで全体の構成をまず説明させていただきたいと思います。

全体で4部の構成になっております。第1といたしまして「動物飼養の現状と社会状況」、それから第2といたしまして「動物愛護管理行政の現状」、そして第3が、これまで取り組んでおりました東京都の「動物愛護推進総合基本計画」、これは15年度から行っておりますけれども、この17年度末での達成状況を示したものです。そして第4が「東京都における今後の動物愛護管理行政の方向」というところでございます。

資料の2の横長のA3判の方は、この資料の1の全体のものを抽出したのになっております、概要版でございます。

本日は、この資料の1の方で、ぜひ皆様に、じっくりと説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料の1の2ページをご覧ください。

まず第1といたしまして「動物飼養の現状と社会状況」について御説明申し上げます。1といたしまして、「増え続けるペット動物の飼養数」でございます。

下に図の1というのがございます。こちらは犬の登録頭数の推移をあらわしたものです。これは全国と東京都の犬の登録数を示しております。左側のスケールが全国のスケール、右側のスケールが東京都の犬の登録数を示しております。

このように、全体としては増加傾向でございます。全国では平成16年度で約640万頭、東京都では約39万頭、そして平成17年度では東京都では約41万頭でございます。

右側の上のグラフをご覧ください。こちらは全国の犬・猫の推定飼養頭数でございます。こちらはペットフード工業会が、登録数とはまた別に全国の犬の頭数、それから猫の頭数等をアンケート調査等を行って推定したものでございます。こちらをご覧くださいますと、犬の頭数は平成16年度では約1,200万頭、平成17年度で、約1,300万頭ということでございますが、全国の犬の登録数、平成16年度640万頭に対しま

して1,200万頭と推定されておりますので、登録されている数の倍ぐらいの数が、全国では実際には飼育されているのではないかと推定されております。

猫について見ますと、東京都の、当時の衛生局が行いました調査では、平成11年3月の報告で、都内では約116万頭の猫が飼養、もしくは生息していると推定されております。ペットフード工業会の調査では、猫の飼養数は約1,200万頭と推定されております。

3ページをご覧ください。「犬の狂犬病の予防注射接種率」でございます。下の表は、東京都の登録頭数と予防注射頭数。それから全国の登録頭数と予防注射頭数、これの推移をあらわしてありまして、それぞれ予防注射頭数を登録頭数で割った数を接種率といたしました。この状態で見ますと、平成16年度で、全国では75%、東京都でも75%になっておりますが、ペットフード工業会の調査で、登録された犬とほぼ同程度の未登録の犬がいるということを考えますと、実際の接種率はさらに低くなっていると考えられます。

4ページをご覧ください。動物による危害と苦情でございます。このグラフで見ますと、実際、動物に関連した事故発生届出件数は343件ありますが、これのほとんどが犬による咬傷事故でございます。

苦情件数ですが、この図3にありますように、平成14年度以降減少しておりますが、平成17年度現在でも1万7,989件と、動物をめぐる近隣のトラブルというものが伺えます。

また、全体としては減っておりますが、地域によっては実際に減っているという実感がないというような話もございますが、全体としては、このような状況でございます。まだまだ、それでも1万7,000件も発生しているということです。

苦情の相談の主なものとしましては、ふん尿の放置、悪臭ですとか、飼い主のモラルの欠如、マナー不足によるものが大多数を占めております。そのほかにも昨年話題になりましたワニガメやカミツキガメの遺棄、そのほかにもヘビ、トカゲ等が町中で発見されるというようなことが苦情となることもございます。

そのほかにも動物飼養に関連した社会経済の動きといたしまして、いわゆるペットビジネスは全体で1兆円市場であるとか、それから東京都における動物取扱業の登録数が増えています。そのほかにも、都内には動物取扱業の経営、就業、そういう人たちを養成するようなペット関連の学校、いわゆる人材の養成を行う施設も多数存在しております。

そのほかにも、5ページの図4をご覧くださいますと、こちらの動物取扱業の施設数が増えているというのを表しております。平成17年度1,804施設、平成18年5月末で2,034施設の登録数がございます。

表2では、最近ペットが飼えるマンション、こういうものの販売が非常に増えていて、東京都合計で2005年に販売されたマンション全体の販売数の64%を占めております。

それから動物愛護団体等の活動ですが、平成18年の8月末現在、都内では42の認証NPOの法人ですとか、それから東京都で委嘱しております動物愛護推進員、こちらは307名委嘱させていただいております。そのほかにも動物愛護の活動をしております多数の団

体、個人等が活動しております。

6ページをご覧ください。「動物愛護管理法の改正」でございます。昨年6月に動物愛護管理法が改正され、この18年6月1日に施行されました。従来から東京都の条例では動物取扱業の登録制度、特定動物の飼養許可等を条例で定めておりました。改正法には、都条例の規定と同様の仕組みに加えまして、動物取扱業や特定動物の飼養の規制等の強化が法律の中に盛り込まれました。

次が第2「動物愛護管理行政の現状」でございます。

まず1として「動物の捕獲・収容、引取り等」、こちらに東京都の現状をあらわしました。

まず、図の5をご覧ください。7ページです。

こちらは、私どもの事業といたしまして、放れている犬の捕獲ですとか、飼い主さんからの引取り、拾った方からの引取り、負傷した動物等の収容を行っております。こちらの流れを示したものでございます。このような動物がおりますと、東京都ではホームページで掲示をしたり、それから区市町村での公示を行っております。

飼養管理期間といたしましては、原則では7日間保管し、その間に飼い主さんが見つければ返還いたします。残念ながら飼い主さんが見つからなかった場合、こちらはできるだけ新しい飼い主さんになろうとする方に譲渡をしております。

残念ながら、返還もできない、譲渡もできなかったというものは致死処分となるわけでございます。

この表の3をご覧ください。こちらは平成17年度に捕獲収容した動物、引取りをした動物等の内訳でございます。捕獲・収容、飼い主からの引取り等の内容と、それから成犬、子犬、成猫、子猫、その他と分かれておりますが、全体の引取り数は平成17年度は9,152頭ございました。

その中で特徴的なのが子猫で、拾得者、拾ったという方から引き取った動物が4,873頭、圧倒的に多いというのがわかると思います。それに対しまして、成犬と子犬で比較していただきますと、犬の場合は成犬の方が2,800頭に対して子犬が77頭、非常に子犬が少ないということがわかると思います。この要因でございますが、飼い主意識の向上や不妊去勢手術の普及、ペットが飼えるマンションの普及ですとか、それから室内飼養の普及によりまして、犬が捨てられるとか、犬の場合は町中で繁殖するということ、もうほとんどなくなってきたということです。それに対しまして、子猫の引取りがまだまだ多いというのは放し飼いですとか、それから飼い主のいない猫、いわゆる野良猫ですけれども、そういう自然繁殖によりまして、町中で生まれてくる猫が引き取られるという事例が非常に多いということがわかります。

8ページをご覧ください。図6でございます。こちらは飼い主さんから飼えなくなったという引取りの理由ですけれども、これは平成3年度と、それから平成16年度でその理由を比較しております。

平成3年度で見ますと、犬、猫ともに転居することでもう飼えなくなったから引き取ってほしいというのがそれぞれ理由の1位でございます。それに対しまして平成16年度の内訳ですが、犬、猫ともに飼い主さんが病気等になってしまってもう飼えないと、こちらひとり暮らしですとか、高齢者による飼育が増加しているために、飼い主さんが病気や死亡した場合に、もうそれで動物が飼えなくなってしまうということが推測されます。そのほかに動物の病気、高齢化というのが増えてきているということも伺えます。

それから「動物の返還・譲渡・致死処分」の状況でございます。9ページの図7をご覧ください。平成17年度、全体の、私どもが引き取った動物の致死処分数、こちらは平成17年度で6,598頭です。ピークは昭和58年で5万6,000頭だったんですが、現在では約9分の1まで減少してございます。

表4は致死処分や返還、譲渡の内訳を示しております。こちらでもご覧いただけますように、全体として9,166頭ですけれども、致死処分となったのは6,598頭、このうちの子猫が5,100頭ですので、やはり圧倒的に子猫を致死処分せざるを得ないという状況が多いということがわかります。

あと譲渡ですが、譲渡の場合は成犬が477頭、子犬が57頭。それに対しまして成猫99頭、子猫151頭ということでございます。

8ページに戻っていただきまして、二つ目の項目でございますが、平成17年度に返還・譲渡された割合につきましては、犬が78%に対して、猫が4.2%と大きな差が生じております。

この理由といたしまして、飼い主のいない猫が負傷等により収容されることが多いとか、そもそも飼い主さんからの問い合わせが少ない。そのために返還されることが非常に少ないとか、それから引き取られる猫の大半、拾った方とか飼い主さんから引き取られる猫の大半が生まれて間もない子猫であるために飼養管理ができず、譲渡することができない場合が多いということが要因でございます。

それから10ページをご覧ください。「動物取扱業に対する指導」でございます。

私どもは動物愛護管理法・条例に基づきまして、動物の取扱業の登録業務、それから監視指導を行っております。東京都においては、チェーン展開する大手の販売業、それから小規模な個人経営、多岐にわたっております。施設の維持管理等のハード面だけではなく、動物の販売、展示、管理方法、こういうソフト面の質の向上が課題となっております。

そのため、登録の際、施設ごとに動物取扱責任者を選任して、その後、1年ごとに責任者研修を受けるということになっておりますけれども、東京都では条例改正によりまして、事前に研修を受けた者のうちから責任者を選任する規定として、動物取扱業の質的向上に努めております。

それから「飼い主のいない猫対策」でございます。

私どもは、飼い主のいない猫が町中で繁殖することにより、東京都として引き取らざ

るを得ないような状況がございますが、そういう不幸な猫を減らす試みをしてまいりました。

二つ目の項目で、個人やグループで不妊去勢手術、地域での管理に取り組んでいただいている活動もございますが、区市町村等の支援がないと、なかなか安定的な活動ということを継続していくのは困難な場合が少なくございません。そこで、平成13年度から15年度まで20箇所のモデル地域を指定し、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を実施いたしまして、区市町村と都が連携して、地域住民の主体的な取組に対する支援を行ってまいりました。

これは、地域で猫を適正に管理して、ふんを片づけたりとか、不妊去勢手術を行うといったことに対して、私どもも支援をしてまいったところがございます。

その結果といたしまして、私どもは取り組んでいただいた地域に対してアンケートを行ったのですが、11ページの図の8をご覧くださいますと、このモデルプランを行った地域での結果ですが、猫の被害が減少したとか、猫に対する効果があったということに加えまして、地域交流の活性化の向上ですとか、そのほかに地域への関心の向上というような、地域コミュニティの再生も果たしているということを示した図でございます。

それから、5の「動物愛護推進員制度の運営」でございます。

私ども東京都では、動物愛護に熱意と見識を有する方を知事が動物愛護推進員として委嘱し、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たすことが期待されております。15年度から委嘱を開始いたしまして、現在では307名でございます。配置人数ですが、区市町村によって、まだばらつきがございます。

表5には、具体的な活動を示しました。例えば普及啓発では、動物愛護関連のイベントへの参加、それから動物の保護をしていただいたり、環境衛生といたしまして、例えばふん拾いや清掃をしていただくとか、ワンワンパトロールの実施やドッグランの管理運営をしている推進員さんたちもいらっしゃいます。それから行政の開催する協議会等への協力がございます。

ただ、こちらの活動状況につきましても、個人の取組の仕方ですとか、区市町村の支援状況、連携状況等、地域によって差が見受けられます。

12ページをご覧ください。「区市町村における動物愛護管理への取組」でございます。

動物愛護管理への取組は東京都だけではなく、区市町村におきましても学校・地域・家庭等における教育活動、広報活動等を通じての普及啓発の実施ということが動物愛護管理法でも定められております。特に動物に関する問題は、飼い主のマナー不足ですとか、非常に地域に密着した問題でございまして、地域特性を踏まえて、区市町村の取組、これが問題の迅速な解決に有効でございます。

取組状況ですけれども、区市町村によって大分異なっております。例えば、表6の23区39市町村における代表的な取組状況につきましても、実際に動物愛護に関するガイドラインや要綱を作成して取り組んでいるというところが11区4市町村、犬のしつけ方教室

等の講習会を実施しているところが18区12市町村。猫の不妊去勢手術に対する助成を行っているところは14区14市町村ということでございます。

このように、区市町村によりまして、動物愛護に関する取組というのは、ばらつきが見られるということでございます。

それから「危機管理対策の現状」のうち、「動物由来感染症対策」でございます。

1つ目の項目でございますが、現在、動物がふえただけではなく室内飼養が増加することによりまして、人とペットが緊密に暮らすようになってきています。そのために従来以上に動物由来感染症の予防への配慮が必要でございます。

東京都では、平常時の予防感染症対策といたしましては普及啓発、それからペットショップ等を対象にした調査に取り組んでいるところでございます。そしてまた、実際に動物由来感染症が発生した、もしくは発生の疑いがあるという場合は、動物愛護相談センター、都区の保健所、それから健康安全研究センターとが連携いたしまして調査、それから検査等を行っております。

それから「災害発生時対策」でございます。13ページをご覧ください。

災害が発生した場合、飼い主はペットを連れて避難するということが予想されます。その場合、当分の間、避難所で暮らすこととなりますが、そこで他人に迷惑をかけずにとともに過ごすためには、日ごろから個体標識、えさを確保するとか、日常的なしつけを行っていくことも大事でございます。

東京都ではこのような取組の普及啓発を図っております。特に、特定動物に関しましては、こちらは逆に連れて逃げるということは問題ございまして、逸走による人への危害の発生を防止するために、飼い主さんに対しましては施設の構造、強度の遵守、逸走防止等、管理の徹底を指導しているところでございます。それから実際に避難所の設置、管理、こちらは区市町村の役割となっておりますけれども、特別区につきましては、大多数が地域防災計画等に動物に関することを策定しておりますが、市町村では3市にとどまっているとか、またペットのためのマニュアル、フード・ケージの備蓄、こちらはまた、さまざまでございます。

それから、三宅島噴火の際には大勢のボランティアさんたちの参加が得られましたけれども、14ページをご覧ください。災害時における被災動物の救護に対する意識の高さを伺わせるということでございます。

それから第3「動物愛護推進総合基本計画の達成状況」です。東京都は、平成15年度から24年度までの10年間を計画期間といたしまして、独自に動物愛護推進総合基本計画を策定し、取り組んでまいりました。

平成14年度の実績をもとにしまして、致死処分数の半減、犬・猫の返還・譲渡率の増加等の目標を定めております。

この17年度の達成状況というのを、この下の表9に示しました。こちらは10年後の目標がそれぞれあります。14年度の実績値をゼロとしまして、10年後の目標に対して、17

年度でどの程度達成したのか、それを右側に達成率としてあらわしております。

こちらでご覧いただけますように、動物の致死処分数につきましては現在6,598頭まで減っておりまして、達成率といたしましては83.4%でございます。計画4年目といたしましては良好な状況だと思われま。それから犬の返還、譲渡の割合につきましては80%にふやすという目標が、17年度の実績で78%ですので、達成率といたしましては70%と、こちら4年目といたしましては良好であるということでございます。

それから犬・猫の苦情件数、こちらは3万件のところ、現在1万8,000件、41.9%減少しておりますので達成率といたしましては167%。猫の返還・譲渡の割合、こちらは1.6%のところを3%にふやすということで、現在は4.2%、達成率にしますと180%ということになりますが、全国の、平成16年度の犬猫の処分率が94%、そうすると、その裏返しということで、返還・譲渡の割合が6%ということになりますが、東京都の平成17年度末の現在の犬、猫を合計した返還・譲渡の割合が、計算し直しますと28%になります。全国との比較において良好な状況であるということが言えると思います。15ページをご覧ください。こちらに、この要因というのがさまざまあるということを書いてございます。

そのほかに、地域における動物愛護の推進ですとか動物取扱業への対応等が全体で30のプランがございますけれども、おおむね成果を上げている状況でございます。それから動物愛護管理法の改正、それから動物飼養の状況変化等により、さまざまな課題も発生しておりますので、これらの課題に的確に対応していくためには、現行計画の実績等を踏まえまして計画の見直しを行って、時代に即した動物愛護管理行政のさらなる展開を図る必要があるというところでございます。

第4といたしまして、これらを受けまして「東京都における今後の動物愛護管理行政の方向」というものを小委員会の皆様でご検討いただきました。キーワードといたしましては「家族の一員から地域の一員へ」というものを打ち出させていただきました。

東京都では、条例の第1条で「人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする」としておりまして、動物を巡る地域社会のあり方について、その目指すべき姿を明らかにしております。そこで15年度から24年度までを計画期間といたしました計画を進めてまいりました。計画期間の4年目に入った現在ではこのような状況でございます。

16ページをご覧ください。

地域社会では、犬の数が子供の数を上回るなど、そういう状況が指摘されておりますが、単独世帯の増加ですとか、夫婦のみ世帯、高齢のみの世帯の増加等が進行しております。家族の一員としての動物の存在意義は今後とも高まっていくということが予想されます。

東京という過密な大都市での動物飼養数の増加、こちらは動物の存在を家族内にとどめておくことを困難にし、飼い主以外の人々も動物をめぐる種々の問題とかがかわらざる

を得なくしております。従来では、近隣トラブルとして顕在化しておりましたが、動物飼養の問題を対立の構図のみでとらえていては、真の調和のとれた共生社会の実現は困難であります。なぜなら、基盤としての地域コミュニティが共生社会の実現に必要な不可欠なものであるからです。

しかしながら、近年、地縁に基づくコミュニティが希薄となり、地域による主体的な問題解決能力の低下が懸念されておりますので、単純ではございません。したがって、今後の都における動物愛護管理行政は、こうした状況を踏まえて、共生社会の実現に向けて、新たな実効性のある一步を踏み出すものとしていかなければなりません。

とりわけ、区市町村における動物愛護管理の取組につきましては、動物単独の分野としてとらえるのではなく、教育や福祉の事業と連動するものとして地域コミュニティの再生、活性化を視野に置いて進めていくことが重要となります。言いかえるならば、これまでの家族の一員としての動物の存在を地域社会の構成員、すなわち地域の一員としてとらえ直した施策の展開を図るということでございます。

「ワンワンパトロール」が最近、各地で行われておりますが、こちらは地域コミュニティの活動の一つではありますが、犬に関する理解を地域に促す存在ともなることを示しております。

地域の一員としての動物とは、行政だけではなく、飼い主をはじめとする動物に関わる人々自身の地域の一員としての自覚と行動によって育てられ、定着していくものであります。その意味で、個人と地域社会の成熟のうえにはじめて動物が地域の一員となり、ひいては人と動物との調和のとれた共生社会を実現するものと考えられます。成熟した共生社会では、動物を巡って我慢したり対立する関係ではなく、認め合い、理解し合う関係づくりに人々が主体的にかかわり、動物を媒介として、穏やかな連携が形成されていきます。その中で高齢者の孤立化の防止、飼い主の病気や死亡の際の、動物の円滑な保護などが 17ページをご覧ください。図られることになると思われます。

また、子供たちは動物とのふれあいを通して、命の大切さとともに他者との共感、相手の立場に立って行動することの意味など社会性を学んでいきます。今後、目指すべき人と動物との調和のとれた共生社会とは、このような動物愛護管理の推進が、地域コミュニティの活性化を促し、またそれを基盤として、さらなる動物愛護管理の推進につながる発展の連鎖をつくり出していく社会です。

以上、読み上げさせていただきましたが、小委員会でこれまで検討していただきまして、今後、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、キーワードとして「家族の一員から地域の一員へ」というのを打ち出しましたが、それに対する考え方を示したものでございますので、あえて全文を読み上げさせていただきました。

そこで、「共生社会の実現に向けた都の役割」でございますが、三つ目の項目をご覧くださいと、今後、東京都は区市町村との適切な役割分担のもとに連携・協働して、動物愛護管理行政を進めていく必要があります。中でも都が重点的に対応すべきは、動

物取扱業への監視指導、それから人材の養成を行っている施設への支援、それから動物由来感染症への対応等、広域性や専門性の観点からの取組が要求される分野でございます。これらの動物をめぐる今日的な課題の川上部分への対応を充実強化させることによりまして、諸問題の発生を未然に防止し、区市町村の動物愛護管理施策、地域における都民やボランティアの主体的な活動を支える取組、これが求められております。

2つ目といたしまして、取り組むべき主な課題として5つ挙げさせていただきました。

1つ目は「飼い主の社会的責任の徹底」でございます。動物愛護管理を適正に行っていくためには、やはり何といたしても飼い主さんのきちんとした取組が第一でございます。飼い主さんが動物の本能、習性に応じて適正に飼養し、動物の生涯にわたってのさまざまな学習も必要でございますけれども、地域社会のルールに対する高い規範意識を持って具現していく必要があるということでございます。

18ページをご覧ください。

動物に対する責任だけではなくて、社会的責任についても自覚を促す普及啓発を強化していく必要があるということでございます。特に終生飼養の責務、問題行動の可能性、動物の生涯の経費負担について、飼養を開始する前に周知する。それから単独世帯等における飼養については、飼い主さんが病気になった場合の対応方法についても指導や助言をしていくことが重要でございます。

特に犬につきましては、登録、鑑札の装着、マイクロチップ等の個体標識の装着の普及を図る必要があります。それから狂犬病予防注射でございますが、これは義務でもありますし、飼い主としての当然の責任であります。今後、予防接種の徹底を図っていかねばならないということでございます。

あわせて咬傷事故が起きないように、しつけ・訓練等が必要でございます、飼い主の自覚を促していくことが必要でございます。

そのほかにも、特定動物に関する管理を徹底していくということでございます。

それから、特定動物には指定されておりませんが、爬虫類は逸走した場合に非常に大きな問題になりますので、こちらの適正な管理についても、自覚を促していくということでございます。施策の方向といたしましては、適正飼養の普及啓発の強化等、4点挙げさせていただきました。

それから2つ目といたしまして「事業者の社会的責任の徹底」ですが、ペット関連の事業者、特に販売業者につきましては、飼い主さんに対して終生の適正な飼養ですとか法令等の遵守、こういう責務を周知する責任を有しております。事業者の対応いかにによりまして、飼い主さんの育成ですとか、動物をめぐる諸問題の発生に大きく影響します。

この中で、東京都は不適正事業者の排除を確実に行うとか、すべての事業者がその責任を適性に果たしていくように、庁内関係局の連携によりまして監視指導を強化する必要があるということでございます。

19ページをご覧ください。

そのほかにも、動物取扱業につきましては、事業者、従業員の資質の向上が欠かせません。そのために動物取扱責任者の研修ですとか、資質の向上をさせていく必要があります。それから事業者みずからが施設の管理、動物の取扱いの向上を図れるように、事業者団体等への支援の検討も重要であります。

それから人材の養成施設につきましても、それは適正飼養の推進の役割を担う非常に重要な人材となりますので、関係法令に関する情報の提供ですとか、能力向上への協力など適切な支援を行っていく必要があります。施策の方向としましては、監視指導の強化等3点挙げてございます。

それから「地域の取組への支援」ですが、動物愛護管理に関する課題の多くは、地域に密着したものでございます。そこで、都と区市町村が適切な役割分担のもと連携・協働していかなければなりません。区市町村の動物愛護管理事務の担当者に対しまして、今後、新しい情報ですとか知見等の提供を行う定期連絡会を設ける等、区市町村の支援を充実させていく必要があります。そのほかにも動物愛護推進活動への支援ですとか、それから動物愛護推進員の委嘱人数の規模等につきましても検討していく必要があります。そのほかにも個別の問題としまして、集合住宅における動物飼養の適正化ですとか、高齢者の動物飼養を巡る問題等につきましても、状況を打開するための方策の検討を行うなど、必要な支援・協力を行うことも重要でございます。

それから、飼い主のいない猫対策ですが、これまで都が先導して行ってきた部分がございますが、既に初動期を過ぎておりますので、今後は区市町村での推進 20ページをご覧ください。推進を基本とするべきであります。東京都といたしましては、今後、取組がまだ緒についたばかりの地域ですとか、子猫の引取件数等の多い地域に対して必要な働きかけや支援を行っていき、取組の拡大を図るところでございます。そのほかにも、学校教育の現場での動物愛護管理に関することを支援する取組も充実させていく必要があります。

施策の方向といたしまして、区市町村支援の充実等6点挙げてございます。

それから4つ目といたしまして、「致死処分数減少への取組」でございます。これまでの説明でもありましたように、適正飼養、事業者による説明、飼い主のいない猫対策の拡充等、総合的に取り組むことによりまして、引取数の減少を図っていくということですが、それでもなお、やむを得ない理由によりまして東京都で引取りせざるを得ない動物が一定程度発生するということが考えられます。こういう動物につきましては、致死処分せざるを得ない動物を可能な限り減少させていく取組を強化していくことが重要でございます。

犬につきましては返還・譲渡率が、現在80%近い状況となっておりますので、今後は譲渡を原則といたしまして、さらに動物愛護団体等のボランティアと協力した仕組みづくりを進めていく必要があります。

猫につきましては、飼い主のいない猫対策等により、子猫の引取数の更なる減少を図るとともに、犬の譲渡の仕組みづくり等の実績を踏まえまして、今後ボランティアとの協力、普及啓発のあり方などを検討いたしまして、譲渡の拡大も図っていく必要がございます。施策の方向としては、この2点でございます。

最後になりますが、「都民と動物の安全の確保」でございます。

動物は愛護すべき存在であると同時に、時として人間に危害を及ぼす存在ともなり得るものでございます。そのために、第一義的には飼い主さんが動物の特性、感染症等に関する十分な知識を持っていくことが重要でございますが、都と区市町村は動物由来感染症や震災等の災害の発生に備えまして、都民と動物の安全を確保するための対策を講じておく必要があるということでございます。

感染症に関する取組、災害に発生する取組は、こちらのとおりでございますが、施策の方向といたしましては「動物由来感染症への対応能力の向上」と、「震災時等の動物救援機能強化」、この2点を挙げさせていただきました。

大変長くなって申しわけありません。雑駁でございますけれども、以上が小委員会からの報告の、私からの補足とさせていただきます。

林副会長 ありがとうございます。

それでは、これから論議いただきますが、まず、本日欠席されておられます土屋委員から、事前に要望書を提出されていると伺っております。それを御配付いただいて、この内容について御紹介いただけますでしょうか。

金谷連絡調整担当副参事 土屋委員は本日、議会の特別委員会がございまして、当初はそちらが終わった後でお見えになると伺っておりましたが、そちらの委員会の方が非常に長引くということで、残念ながら出席できないということで、この要望書をいただきまして、こちらの席で示してもらいたいというふうに本日伺ってまいりました。皆様のお手元に今、配付させていただいたこの要望書をご覧いただきたいと思います。

まず「動物取扱業について」、それから「動物実験施設の実態把握について」と、この2点についての要望書でございます。

こちらの概要でございますけれども、一つには、動物取扱業への指導の強化、それから動物実験施設での犬の登録、それから災害発生時の対応を適正にするという観点から、動物実験施設の実態把握に取り組むべきという内容でございます。

今後、小委員会で検討していただいて、審議会としての答申に盛り込んでいただきたいと、本日土屋委員から伺っております。

林副会長 承知しました。それではこの件については、今後、小委員会で検討させていただきたいと、そういう扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。そして、その結果につきましては、次回の審議会で報告させていただきます。

それでは、それ以外の御意見、御質問ございましたらどうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。

山口委員 12ページですけれども、取扱業と動物実験施設に関しては、もう一度小委員会でということですので、ちょっと別のお話をさせていただきますが、教えていただきたいのは、表6にある「ガイドライン・要綱の作成」というのは、動物愛護に関するガイドラインというふうに御説明を伺ったように思うんですが、実際には、具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。

林副会長 12ページの表6のガイドラインの具体的な内容ですね。

金谷連絡調整担当副参事 ガイドラインや動物愛護に関する要綱の作成をしているところが11区4市町村あり、例えば公園等の利用ですとか、それから散歩をするときに、きちんとリードでつなぐですとか、ふんを拾うとか、そのように動物の飼養に関するマナーですとかモラルに関するようなところ、これを定めたものが多いというふうに聞いております。

林副会長 よろしいですか。

山口委員 それに従って、この地区の動物愛護推進員の方々は、これに基づいて指導等をなさっているわけですか。

金谷連絡調整担当副参事 各区市町村によって取組はさまざまであるとは伺っておりますけれども、こういうものをつくっているところは、動物愛護推進員とそれから区市町村との連携事業等におきまして活用していると聞いております。

山口委員 続けてよろしいですか。

林副会長 どうぞ。

山口委員 先ほどの、同じく12ページですけれども、危機管理対策の現状というところで、動物実験施設については土屋委員から出ておりますけれども、もう一つ、都内には農業動物もゼロではございませんので、その辺のところも、動物由来感染症対策からしても緊急災害にしても、やはり実態把握はしておいた方がいいのではないかなというふうに思うのですが。

金谷連絡調整担当副参事 農業動物とおっしゃいましたか、産業動物のことでよろしいですか。

山口委員 産業動物です。

金谷連絡調整担当副参事 そうですね。東京都内で畜産とか養鶏、数は少ないとは思いますが、実際にございますので、そちらに対して、例えば、私ども畜舎の指導等も行っておりますけれども、今おっしゃったように、今後、より適正な産業動物の管理ですとか、災害時対応等も非常に重要なことだと思っております。

林副会長 ほかにいかがでしょうか。

崎田委員 ひとつ、この資料2でまとめていただきました、非常にわかりやすいものですが、本文中にもありましたけれども3項目挙げてあります。

このように、動物取扱業というのは、ようやく規制と申しますか、以前も届出はあり

ましたけれども、登録ということで、このようにきちっと枠にはめられました。

しかし、一方では、例えば飼い主のモラルの欠如とか、そういったことで近隣に迷惑をかけているような事態ということもあるわけです。もちろん各箇所にちりばめてはあるんですけども、この上に書いてあります「飼い主の社会的責任の徹底」という中で、適正飼養の普及啓発の強化ということで、より明確に、何か飼い主の資質の向上であるとか、要するに動物を飼うことは、以前の番犬をこのようにつないで飼うような状況とは違ってきて、もう少し、より総合的な知識というものに支えられているものだという最近の情勢を盛り込んでいただけないかということで、お願いしたいところです。もちろん今後の検討課題でしていただければと思います。

それから、もう一つ質問させていただいてよろしいでしょうか。

これは、私もこの議論の経緯はわからないのですが、東京都では、今回こちらの範囲ではないのはわかっているんですけども、遺失物法が改正になったことに関しまして、これは、もちろん動物愛護管理法ができたときに、実は遺失物法はその前にあるものですから。できた方の特殊な法律の方が上をいくということで、引取りというのは、動物愛護管理法の範囲に入っていたということで、今さら騒ぐなというのもよくわかりますが。

ただ、現実問題として、警察の方に実際遺失物として届けて、交番等で、じゃあ、あなたの方で預かってくださいと言われていた例があると思います。もちろん所有者が明確にわかっているものは、依然として法を読みますと、これは警察の範囲であると思いますが、所有者のわからない動物というのは、これからは、すべてこの引取りということに収束されていこうかと思うんですが、東京都の方では、警察と、それから例えば動物愛護相談センターとの関連というのは、どのように対策としてとられようと思っておられるのか教えていただきたいと思います。

金谷連絡調整担当副参事 実際には現在交番とか警察署、こちらに動物が持ち込まれるとか、拾った方から届けられることがございます。

ただ、そこで犬や猫の飼い主さんが見つければその場でお返しいただいていると聞いておりますが、実際に数日、2日から3日ぐらい警察で保管していただいて、その後、センターで引き取るということがあります。

今後、遺失物法の改正に伴いまして、警察署と東京都の動物愛護相談センターの連携の仕方等につきましては、私どもと、それから警視庁の担当部署でいろいろと協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

崎田委員 一時的に預かるということが逆に言いにくくなる可能性があると思うんですけども、警察の交番であると、例えば、とりあえず届け出を出して飼い主が見つかったら連絡ください、私は自宅にとりあえずそれまで飼っていますよというようなことが言えたと思うんですけども。

そのあたり今後どのように対策をとられるのか、逆にセンターの方で預かるようにも

っていくのか、あるいはそれ以外の方法があるのか教えていただければと思います。  
金谷連絡調整担当副参事 それも含めて、現在まだ協議をしている最中でございます、  
またこういう機会がありましたらお話しさせていただけるかと思えますけれども。

崎田委員 どうもありがとうございました。

林副会長 よろしいでしょうか。最もいい方法を考えていただけるのではないかという  
ふうに思えますけれども。

ほかにいかがでしょうか。

会田委員 7ページの表3でございます。ここ数年、たびたび拝見はしているんですけれ  
ども、東京都の実績をですね。

特に犬と猫との際立った差が、いつも印象深く拝見しております。ただし、なぜこれ  
だけ印象深くなるかということ、全国の実数とかけ離れていますよね、とてもいい意味で。  
大体、妙なもので犬と猫のバランスがとれているんですけれども、東京都の場合には、  
際立って犬が少なく猫が多いという現状があります。そういう意味で、私ども動物愛  
護団体も、ともするとコンパニオンアニマルとして犬と猫をひとくくりにしてしまうこ  
とがあるんですけれども、実は、この資料を拝見していても、本当は犬と猫という  
のは全く生態としても違うものですし、もしかしましたら、今後は犬猫ひとくくりにし  
た実績計上ではなくて、何か犬対策、猫対策、それぞれ何か個別に検討していただくこ  
とも一つの方策なのかなと思っております。

この表3のように、際立った犬猫の対照を見るたびにそう思います。特に「猫対策」  
という文言も何箇所か出てまいりましたけれども、例えばですけれども、10ページの  
「飼い主のいない猫対策」というところに「犬と異なり、猫には捕獲収容に関する規定  
が存在しない。」と書いてあります。事実です。

けれども、その中に、それ以外にこの資料の中で猫対策という表現はあるのですけれ  
ども、明らかに規定が存在しないという原因も十分承知しているのであれば、例えばで  
すが、東京都として全国に先駆けて、仮にですけれども、猫の登録を考えるだとか。

何らかの規定が存在しないために、何らかの現象があるのであれば、規定の構築とい  
うこともお考えいただく必要があるのかなと思っております。

あわせて、ちょっとよろしいですか。12ページでございます。

区市町村における動物管理の取組状況でございますが、この取組内容の3番目、猫の  
不妊去勢手術助成の取組状況。14区14市町村が助成金を出しているわけですね。そうし  
ますと、これは大変、私どももありがたいいい施策だと思っているのですけれども、逆  
に言いますと、先ほど拝見しました表3における猫のたくさんの引取り、また拾得物の  
扱い、これを14区14市町村に落とし込んでみたら、助成金を出しているところは比較的  
少なかったよと。もし仮に、そんな実績が出ると助成金を出していない自治体は、非常  
に効果的な取組ということで御理解は深まるのではないのでしょうか。

ひとくくりで何千匹いたよと。またひとくくりで14区14市町村が助成金を出している

よと、それ以外にもう一步掘り下げられたら、さらに地域の実態が見えてくるのではないかなと思っております。

次、14ページでございますけれども、表8でペット動物の災害対策の取組状況、23区39市町村あるわけです。人口比はともかくとして、市町村の数の方がはるかに多い状況ですが、その中で、例えば地域防災計画の策定、これは法律に基づいて地域防災計画が各自治体で取り組むようになってきているわけですね。根拠規定は法律なのでしょうか。金谷連絡調整担当副参事　そうです。

会田委員　そうですよね。だとしましたら、法律に基づきながら、なおかつ地方自治体の自治が確立されているとはいえ、余りに際立って23区と39市町村の差が甚だしいのではないかなと思うんです。地域防災計画の策定状況でございます。

このようなものも、等しく法に基づくものであれば、もう少し、39市町村の中にも積極的に取組をしていただくように東京都さんのご指導をいただけたらありがたいなと思います。以上でございます。

金谷調整担当副参事　こちらの説明が不十分だったかもしれませんが、こちらの資料は、地域防災計画の中に動物に関する部分が盛り込まれているかということなので、法律そのものということではなく、各区市町村で行われている地域防災計画の中に、具体的にペットに関する部分が盛り込まれているかというのをあらわしております。

会田委員　ということは、例えば39市町村、ほとんど地域防災計画は立てていると理解してよろしいわけですね。

なおかつ、その中で3市しかない。動物に関して地域防災計画に組み入れているのは。それもちょっと寂しいですね。

林副会長　この地域防災計画を策定すること自身は、これは義務ですが、動物のことをそこに盛り込むか盛り込まないかというのは義務にはなっていないわけですから、こういう現状だということですね。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

山口委員　学校飼育動物についてですけれども、20ページのところで、学校教育の現場で動物愛護管理の推進が重要な意味を持つということで、実際、学校で命の大切さ、動物愛護管理の推進を教えていただくのはとてもよいことですが、実際、学校で飼われている動物のことを考えたときに、何でもかんでも学校で飼うこと、一応学校で飼うことを推進はされてはおりますけれども、無理やり推進することは、虐待を逆に生む結果になって、実際、逆に虐待の結果にもなっておりますし、運動場の隅に小屋を建ててとにかく飼おうという形でのみ飼われている場合は、ここのところまた立て続けに学校飼育の動物がやられていますし、いろいろな問題を生むということもありますので、このあたり、本当に学校で教えるけれども、本当の意味で命の大切さを教えられるような形態をとらないと、逆の教育にもなりますし、動物にも多大な苦痛を強いるということにもなりますので、この辺の計画の立て方をしっかりしていただかないと、教育にも

何もならないということがあると思いますので。そのあたりもちょっと入れていただけたらなと思うのです。

言葉の中に、「講師の養成や教育関係者への動物飼養の知識の普及など」ということでもありますけれども、ただただ推進し、行け、行けという感じではなくて、飼えるかどうか、学校それぞれの状況にあわせて、できる場合は、飼えるという状況がはっきりした場合は、それなりにPTAも地域の方たちも巻き込んで、しっかりとした飼育管理をしながら子供たちに教育をするという形を盛り込んでいただけたらなと思うんです。

余りにも、私どものところにちょっと、やっぱり最近でも学校で飼われている動物が全く、休みの日は世話を受けていないという苦情が多いものですから、その辺とても心配いたしております。

林副会長 そうすると、例えば具体的にどう直したらいいと思われませんか。

山口委員 教育現場の活動支援をするための取組もまた必要ですけれども、学校の状況にあわせて、学校では、実際に動物は飼育はしないけれども、生命尊重の授業等をやることに対しても支援するようなことを、少し言葉として入れていただく、飼うことだけが教育ではないということも入れていただけたらなと。

林副会長 何か事務局の方でありますか。

金丸感染症・環境安全担当参事 これは小委員会の中で御議論いただいたものをまとめたものでございますけれども、小委員会の中としては、この中に今、山口委員おっしゃったようなことも含めたものとして、ここではちょっと抽象的ですが表現させていただいているのかなというふうに私ども事務局としては考えておりまして、今の御指摘のようなことというのは、今後、計画の段階あるいはそれぞれの学校現場の中で取り組んでいることに対して、具体的な支援をしていく場面の中で実現を図っていく方向で、ちょっと検討させていただければというふうに思っておりますがいかがでございましょうか。

山口委員 わかりました。大体、これは東京都の今後の動物愛護管理行政のあり方についてということ、それぞれ、これはみんな項目をまとめた文章で出ておりますよね。それぞれの項目についてガイドラインのように、もう少し具体的な策はまた別につくられるわけですよね、これから。

金丸感染症・環境安全担当参事 計画は審議会としての答申をいただきました後で検討させていただく形になっております。

山口委員 わかりました。

林副会長 よろしいでしょうか。先ほどからいただいております御意見は、これからの施策にどうやって生かしていくかというときに、随分参考になる御意見をいただいておりますが、これそのものは、この後にまたお話ししますが、パブリックコメントをいただきたいと思っておりますので。

例えば、ここは絶対に直しておかなきゃいけないよと、パブリックコメントにかけるときに、そういうものがもしございましたらいただきたいと思うんですが。

木村委員 すみません、今の山口委員のところの20ページですけれども、ちょっと質問というか、わからないので教えていただきたいのですが、20ページの上から5行目の「さらに」というところなんですけど、都は「講師の養成」と言っていますが、この場合の講師というのは、どういうのを差しているのかがちょっとわからないので教えていただきたいのですが。

金谷連絡調整担当副参事 例えば、これも、本来はこちらの答申をいただいた後に具体的に示していくことにはなるかと思いますが、例えば今後、推進員さんが、各学校に協力して動物愛護管理に関する活動をしていくようなことがあるとしましたら、そこでそういう活動をする方たちに対して、東京都として、例えば、しつけ教室を行うとか、実施する際のやり方について、講師としての養成を図るというようなことも考えられるかと思えますけれども。

そのほかにも教育関係者への、学校の先生たちに対して動物愛護管理、それから感染症予防等の知識の普及ということも考えていくことによりまして、教育現場で動物愛護管理が進んでいくものと考えておりますが、具体的には、またさらに、こういう方向でよろしければ、小委員会等でも検討していただければと思っております。

木村委員 わかりました。

僕は、学校の先生をこういうふうに育てるのかなと、ちょっと一瞬勘違いしていたもので、わかりました。

伊藤委員 今も推進員の話が出ましたけれども、11ページにもありますけれども、この推進員については15年度から18年度、8月現在で307名と、また区市町村によって非常にばらつきもあるということですのでけれども、今の、教育現場への派遣というか、こういうことも含めて非常にこの推進員の方々の活動の内容というのは多岐にわたっている割には、この3年間で307名というこの数が適切なのか、またこれから先、こうした登録をしていただけるような方、委嘱を受けていただけるような方がふえていくような普及啓発というのが非常に大事ではないかというふうにひとつ思います。

幾つか、ちょっと御意見を言わせていただきますけれども、12ページの危機管理対策の現状のところからですが、このまとめの最初の方にも、狂犬病のことについても触れられておりますけれども、日本では50年間発生していないが、海外においては狂犬病は非常にまた恐ろしい病気であると、いつ日本に入ってくるかもわからないというような状況の中で、鳥インフルエンザ等も含めてですけれども、こうした動物由来の感染症に対して「危機管理マニュアル」みたいなものは都としてつくっているのか、またつくる予定があるのか、そんなところもちょっとお聞きできればというふうに思います。

それから、災害発生時の対策でありますけれども、三宅島の噴火のときに、飼われていた犬を、一生懸命にボランティアで汗を流しながら面倒を見ていた青年たちと話をしましたが、必死になってポスターを手づくりでつくったりして災害に遭った動物たちを保護する活動をしておる姿を見まして、こうした災害時の動物救援ボランティアみたい

なものを、事前にそうした登録をしておくようなものがもう既にあるのか、またそうしたものがこれから考えられるのか、ちょっとこの辺もお伺いをしたいというふうに思います。

それから、先ほども教育の現場での話がありましたけれども、私の方からも、今後、地域のコミュニティをしっかりとつくっていく中での動物愛護という課題が大きな課題になってくると思います。

そうした中で、子供たちの小さいときに、教育の中に、あるいは福祉の中に、地域の中でこの動物愛護をしっかりと教育、福祉と連動してとらえていく必要があるというふうに思っております。動物愛護相談センターですか、ここでちょっと聞いてみましたけれども、子供たちに実際にどんな活動をされていますかと聞きましたけれど、動物のふれあい教室等をやっていらっしゃるということで、年間50回ほど指導していただいて、小学2年生用にプログラムを立てているということで。

このまとめの7ページのところですか、收容されて、飼養管理の7日間、この間の、恐らく、動物をこうしたところに、子供たちの教育現場の中に入れさせていただいているのだらうというふうに思いますけれども。年間50回で多いのか少ないのかよくわかりませんが、5倍の確率だというふうにおっしゃっていました。学校等で、ふれあい教室で子供たちと動物を触れ合いさせたいと申し込んでも、5倍の確率であるという話でありましたけれども、5倍の確率と。毎年そのクラスが申し込みをすると、1年生のときに申し込んでだめで、5年生のときになってやっとふれあい動物と出会えるというような状況になるかと思えます。こうしたところにもしっかりと、また取り組んでいく必要もあるのではないかというふうに思いました。以上です。

金谷連絡調整担当副参事 まず推進員の御意見をいただきました、300名でよいのかということですが、こちらは平成15年度から委嘱を開始いたしまして、従来のハルスプランの中でも、まず3年間で300名への委嘱を目指すというところで、毎年100名ずつ推進員さんを委嘱してきたというところがございます、そこで、規模が今、達成できて、具体的な活動をより充実させていきたいということで今、取り組んでいるところでございます。

ただ、その規模につきましても、今後またこういう規模でいいかどうかについては、推進員の活動を検討する協議会が、動物愛護団体等の協力をいただいて運営しておりますので、検討をする必要があるかと思えます。

それから、感染症等に関するマニュアルですが、こちらはそういう疾病等、感染症が発生した場合に速やかに対応するために、私どもでは現在、そのマニュアルを作成し、それで取り組んでおります。

それから三宅島でのボランティアの話がございましたが、まずこういう災害等が発生した場合には、救援本部が立ち上がりまして、ボランティアさんを募って、そちらでいろいろと活動していただくということになります。今、事前の登録制度という話でござ

いましたけれども、それは、現在はまだございません。

それから、動物愛護相談センターが、学校等でふれあい教室、動物教室等を行っておりますが、何と云っても、私どもの事業所が世田谷と日野、それから城南島にあるだけでございまして、非常に要望が多いというのは重々承知しておりますが、最大やってもこういう状況でございますので、私どもだけではなくて、実際には区市町村でやっていただいたりとか、動物愛護推進員に御協力をいただくというようなことも今後、考えていければと思いますが、答申をいただいた上で、また具体的な計画等で検討していくべきことではないかと思っております。非常にいい御意見ありがとうございました。

林副会長 ありがとうございます。

山口委員 ふれあい動物教室で使われている動物というのは、7日間の飼養管理中の動物ではないのですね。

金谷連絡調整担当副参事 7日間の飼養管理中の動物ではなくて、私どもの方でふれあい教室用に飼養している動物でございます。

林副会長 ありがとうございます。

山口委員 最初にお配りいただいた資料1ですが、少し、直しはこれからあるのかもしれませんが、それにあわせてパブリックコメントをなさるということでございますよね。

ということは、先ほど土屋委員からいただいた御意見、これは「後ほど小委員会で」というふうにお話があったのですが、もしもパブリックコメントということをお考えますと、この土屋委員からいただいていることも考慮してパブリックコメントにかけた方がよしいのではないのでしょうか。

林副会長 そうなると、小委員会での論議をここでやってしまうということですか。

つまり、これは全員の皆さんがいいと言えれば小委員会の合意にもなるわけですが、これは、たまたま1人の委員から出されたことであって、これがどういう意味を持つのかということについての論議はまだやっていないわけですね。

それを今、ここでもうやってしまうということであれば、すぐさま盛り込めますけれども、いいと思っておられる方もおられれば、そうでないと思っておられる方もいますので、それはやっぱり少し論議は必要なのではないかというふうに思います。

ただ、今日いただいた意見は幾つかの取扱いがあるのですが、なるべく早くパブリックコメントを実施して、多くの方々から意見をいただきたいのと、今日の意見は、あくまでこれは中間のまとめですので、最終答申の中で、小委員会で検討したものをまた盛り込むというチャンスが当然、今後あり得るわけですね。ですからこういうふうにきちっとした要望書で出されているものについて言えば、これはまたきちんと論議した方がいいのかなというふうには考えているのですが。

こういう文章で、ここの部分の何ページのここに入れ込むということは、ここで合意できればいいのですが、ちょっと時間を要するんじゃないかというふうに思います。

会田委員 パブリックコメントを実施する際、13ページ(2)の災害発生時対策という、

項目がございます。これの最初の項目ですが「災害時、通常、飼い主はペットを連れて避難することが予想され」、以下「また動物のストレスを最小限に抑えるためには、個体標識の装着、餌や動物用品等の準備、日常的なしつけ等を行っておくことが求められる。」というところがありますけれども、この個体標識の装着の次に、「災害時にみだりな繁殖をしたり問題行動は起こさないように、できるだけ不妊去勢をする」という文言を入れていただくと、パブリックコメントをするような方には有効かなと思うんです。

これは平常時の問題ですが、平常時から個体標識の装着をしなきゃいけないし、動物用品の準備もしなきゃいけないですし、日常的なしつけも必要なのですけども、あわせて、当然のことなんですけれども、不妊去勢ということも、一応ここに書き込んでおけたらいかがでしょうか。

林副会長 不妊去勢ですね。

会田委員 みだりな繁殖を防ぐ、問題行動を防ぐという意味ですね。

林副会長 これはいかがでしょうか。そういう形で、短い単語等あるいは1行以内の文章等を入れるのは、ここで、皆様さえ合意いただいたあと、前後の関係はこちらであればできると思うのですがどうでしょう。

伊藤委員 入れるのは構いませんけれども、その内容について。

金丸感染症・環境安全担当参事 この審議会として、その文言を入れるということにつきまして、皆さんの御了解というか合意が得られるのであれば、単語を入れる程度の話でしたらば、それは可能かというふうに思っております。

林副会長 私もそう思うのですが。そうしますと、今の会田委員からのご提案、この審議会でお認めいただけたら、ちょうどいいぐあいに、あとはお任せいただきたいのですが、どこにどう入れるかというのは。この場所だと思えますけれども、その前後の関係も考えなきゃいけないのですが、これは、もう単に単語として入れるわけですから、御了解さえあればそういう扱いにしたいと思えますけどよろしいですか。よろしいですね。

(異議なし)

林副会長 それではそのようにさせていただきたいと思えます。

ほかに御意見がなければ、今日いただいた御意見は、先ほど言いましたように小委員会にもう一度論議していただいて、どこにどのような形で入れるかということも含めて、最終的な答申に、なるべく生かせるものは生かすという形にしたいと思えます。

それから、当然そのパブリックコメントでいただいた意見も、必要なものについては入れると。それから、この答申の中には適切ではないけれども、今後、都としていろいろな施策を実施していかれる中で、生かしていただくべき内容のものも、先ほどの御意見の中にはあったように私は思いますが、それはそれでまた都の方で考えていただくというふうな整理になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

もし、よろしいようでしたら、これは小委員会から出されたものですが、この中間の

まとめ案として出されていますので、この審議会で、中間のまとめとさせていただくことは可能でしょうか。

(異議なし)

林副会長 よろしいですか。それでは、先ほどいただいた不妊去勢のところを入れるということを含めた上で御了承いただきました。

それでは、この取扱いですが、今後また、今日いただいた御意見、それから文書でいただいた要望も含めて小委員会を開かなければならないのですけれども、とりあえずこの中間のまとめにつきまして、都民の皆様から意見をいただきたいと思います。これに御賛同いただけますでしょうか。つまりパブリックコメントにかけるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

林副会長 どうもありがとうございます。

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、この中間のまとめ、今後どのようにパブリックコメントにかけていけるのかということも含めて、今後の取扱いですね、これを御説明いただきたいというふうに思います。事務局から御説明いただけますか。

仁科環境衛生課長 ただいまお手元の方にプレス発表資料という形でいったかと思いません。今、委員の皆様の方で、パブリックコメントについて御賛同いただきました。それにつきまして、私どもの方で用意させていただきました。

東京都動物愛護管理審議会中間のまとめについて、皆様の御意見を募集しますということでございまして、本日この審議会が終わって、間もなく公表をしていきたいというふうに考えております。

また、都民の意見を募集する関係につきましては、裏面をご覧ください。募集要項と募集要領という形で書いてございます。本日10月13日から10月27日の金曜日まで約2週間募集をしたいと思っています。募集方法につきましては、電子メール、ファクシミリ、郵送という手段でお願いをしまして、下の方に四角で囲んであります意見提出用紙、これは様式ですから、任意でこの形で御意見をいただくということをお願いをしたいと思っております。

説明は以上でございます。

林副会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に何か御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。もし、このようなやり方でよろしければ、今日、ちょっとこの後少し作業をしていただいて、直ちに開始していただくということになりますが、よろしいですね。

(異議なし)

林副会長 よろしいですね、それではどうもありがとうございました。

そのほかに、事務局からは議題として何かございますか。

金谷連絡調整担当副参事 特にございません。

林副委員長 それでは最後になりますが、今後の予定、今日はまたいろいろな御意見をいただいておりますので、しかもこの後パブリックコメントをお受けになられます。その後どうなっていくのかということについて、事務局から御説明いただきたいと思います。仁科環境衛生課長 御説明いたします。ただいま御意見いただきました件、またこれからパブリックコメントをいたしまして都民から御意見をいただきます。

それにつきまして、また小委員会の方で御検討いただくということで、予定としましては第5回の小委員会を11月、またその小委員会を受けまして、第3回の審議会につきまして、12月に開催し、答申をいただく予定にしております。また開催日時等詳細につきましては、後日調整の上、改めまして委員の皆様にご連絡を申し上げたいと思います。

また、この場だけではなく、今後、皆様からの御意見等ございましたら、お手元にあります事務局名簿に、私ども事務局のメールアドレスとファクスを記載しております。

審議会委員の皆様におかれましても、御意見、御提言がございましたら、お寄せいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

林副会長 ありがとうございます。今御説明いただきましたように、結構忙しい年末の日程になりますが、11月には小委員会を開催し、12月には第3回審議会ということですが、どうぞよろしく願いいたします。

何か委員の皆様からこの機会に御要望、あるいは御質問等何かありますでしょうか。会田委員 これはあくまで要望のたぐいになるかと思うのですけれども、先ほど、中間まとめの資料の2ページに東京の猫の頭数が書いてございます。

これは平成11年3月調査ということで、都内には116万頭いて、そのうち飼い主のいないのが11万頭だと、これはかなりオーソライズされてやってまいりましたけれども、これは私どもの愛護協会の中での電話リサーチによると、もっともっとノラちゃん、飼い主のいない猫が都内にはたくさんいるような感触があるんですね。

もし機会がございましたら、もう一度、この東京の猫の数、特に所有者のいない、飼い主のいない猫ということは何らかの形で御調査いただいて、また改めて東京都として、ある程度オーソライズされた数を発信していただくとありがたいなと思っています。

林副会長 ありがとうございます。これは予算を伴うことですので。

金谷連絡調整担当副参事 これからぜひそういう調査等も実施してまいりたいと考えておりまして、そういうのが把握できた後に、ぜひ私どももそういう活用をしてまいりたいと考えております。

林副会長 ということでよろしいでしょうか。ほかに何か。

崎田委員 全般に言えることですがけれども、東京都の言葉と、それから環境省の言葉、それから厚生労働省の言葉、いろいろあって同じようなことをあらわしているけれども、実際言い方が違ってくるものがあります。

例えば、ここに書いてあるのですと「動物由来感染症」。環境省の方では、最近「人と動物の共通感染症」ということでうたいました。それから「人畜共通感染症」という

ふうに農水省の方では言っております。それからあと一つ気づいたのが、家庭動物の基準等では「生態、習性、生理」とたしか書いてあると思います。こちらですと、「本能、それから習性」と書いてありました。

ですから、こういった用語は、できるだけ今後、一緒にそろえていくような方向にしていていただいた方が、もちろんこれは東京都だけの問題ではないですけれども、一般の方に伝えていくに当たりまして、混乱がより少ないと思いますので、そのあたり、引き続きそのような努力をしていただけたらと思っております。

金谷連絡調整担当副参事 御意見はよくわかります。いろいろ各省庁機関がかかわっておりますので、ご意見としてぜひ参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

林副会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。ないようですので、それでは私の方は終わりたいと思います。

金丸感染症・環境安全担当参事 林副会長並びに委員の皆様方、本日は長時間にわたりました大変熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。

先ほど事務局の方から御案内申し上げましたとおり、次回の開催が12月ということで予定しておりますので、またよろしくをお願いします。

またその間、特に小委員会の皆様には、大変短い時間の中で答申をまとめていただくこととなります。恐縮ではございますけれども、何とぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午後 4時04分 閉会)